

上下水道局用地との境界確認申請等の手続きについて

平成27年 4月作成
平成29年 9月更新
令和 2年 2月更新
令和 3年 6月更新
令和 5年11月更新
令和 7年 4月更新
令和 8年 2月更新

1 土地境界確認申請書

(1) 境界確認申請の内容

- ① 新たに境界の確認を行い、現地立会いのうえ、境界確認書の取り交わしを行います。
- ② 申込書に以下の必要な書面を添付して申請してください。(申請書書式にも記載あり)
 - ・ 申請書の押印に係る印鑑証明書
 - ・ 申請者が法人であるときは当該法人の履歴事項証明書
(3ヶ月以内に法務局から取得したもの)
 - ・ 案内図(該当箇所を朱線で明示)
 - ・ 3ヶ月以内に法務局から取得した公図(該当箇所を朱線で明示)
 - ・ 申請地の登記事項証明書(3ヶ月以内に法務局から取得したもの)
 - ・ 局有地及びその隣接地(申請地を除く)の登記事項証明書又は登記事項要約書
(3ヶ月以内に法務局から取得したもの)
 - ・ 局有地及びその隣接地の法務局に登載された地積測量図
 - ・ 道水路台帳平面図
 - ・ 現地調査図・境界確認案図(申請後でも可)
 - ・ その他
- ③ 土地境界確認申請に伴う書類につきましては、確認後に返却します。

(2) 申請書の作成

ア 申請者

- ① 土地所有者は、申請者欄に氏名等を記載してください。
- ② 申請者は、実印で押印してください(印鑑証明書添付)。

イ 実務取扱者

- ① 測量・境界確認の実務を行う土地家屋調査士等を記載してください。
- ② 申請者から実務取扱者への委任状は不要です。

ウ 印鑑証明書

市町村役所から3ヶ月以内に取得した印鑑証明書を添付してください。
(マイナンバーカードでの取得も可)

エ 履歴事項証明書

法人が申請をされる場合、法務局から3ヶ月以内に取得した履歴事項証明書を添付してください。

オ 公図

- ① 法務局から3ヶ月以内に取得した公図を添付してください。
(登記情報提供サービスで取得したものでも可)
- ② 字界等が近接している場合は、その隣接する公図も添付してください。
- ③ 境界の確認箇所を朱線で明示してください。

カ 登記事項証明書

- ① 申請地については、登記事項証明書を添付してください。
- ② 局有地に隣接する土地(①を除く)について、登記事項証明書又は登記事項要約書を添付してください。(いずれも登記情報提供サービスで取得したものでも可)
- ③ ①②の登記事項証明書等は、3ヶ月以内に取得したものに限ります。

キ 地積測量図

- ① 局有地に隣接する土地すべての地積測量図を添付してください。
(登記情報提供サービスで取得したものでも可)
- ② 境界の確認箇所を朱線で明示してください。

ク 道水路台帳平面図

- ① 申請地が道水路に接している場合、道水路台帳平面図を添付してください。
- ② 境界の確認箇所を朱線で明示してください。

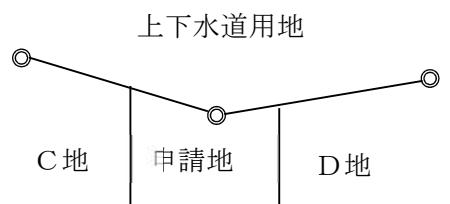
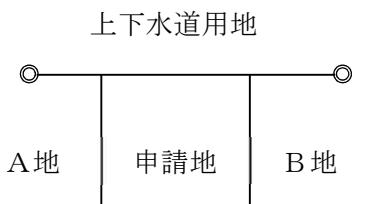
(3) 測量範囲、図面の作成

ア 測量範囲について

- ① 原則、局有地全筆及びその1点先の境界標まで測量を実施してください。
- ② 局有地全筆の測量範囲が広大等で困難な場合は、別途協議します。

イ 境界確認の範囲について

- ① 2つ以上の上下水道境界標、道路境界標等(民境界標は含みません。)を結ぶ直線に接する土地とします(下記A地・B地)。隣接する直線が2以上の場合は接する直線すべてとします(下記C地・D地)。
- ② 必要な場合は、その他の隣接土地についても境界確認をお願いする場合があります。



ウ 境界確認案図(現地調査図)

- ① 境界の確認箇所を朱線で明示してください。
- ② 境界の確認箇所及びその1点先までの寸法を表示してください。
- ③ 実測寸法、測量図等の寸法を併記し、色分けて表示してください。
- ④ 調査範囲の境界点及びその座標一覧を表示してください。

エ 境界確認書添付図

- ① 境界の確認箇所を朱線で明示してください。



- ② 境界の確認箇所及びその1点先までの寸法を表示してください。
- ③ 寸法を四捨五入又は五捨六入する場合は、その旨を表示してください。
- ④ 調査範囲の境界点及びその座標一覧を表示してください。
- ⑤ 座標系の名称を表示してください。
- ⑥ 図面の作成者及び作成年月日を表示してください。
- ⑦ 実務取扱者が現地確認をしたときは、原則として、境界標の写真を明示してください(別紙でも可)。

(4) 申請者複数その他の場合の添付書面等

ア 申請者が複数人の場合

- ① 土地が共有の場合は、原則、共有者全員からの申請が必要です。その場合、裏面に共有者の記名・押印又は、複数枚の申請書を提出してください(実印押印、印鑑証明書添付)。
- ② 共有者の代表者が申請者となる場合、他の共有者から代表者への委任状を添付してください(実印押印、印鑑証明書の写し添付)。

例)私は、上記代理人に上記土地の境界確認に関する一切の権限を委任します。

令和〇年〇月〇日 氏名

イ 相続登記が未登記の場合

- ① 相続登記が未登記の場合、原則、法定相続人全員からの申請が必要です。この場合、「(1)申請者が複数人の場合」を参照してください。
- ② 相続登記が未登記の場合、申請者が法定相続人であることを明らかにするため、戸籍謄本、法務局の交付する法定相続情報一覧図等を添付又は提示してください。なお、被相続人の戸籍に記載された住所が登記簿と異なる場合は、3ヶ月以内に取得した除籍謄本、住民票除票等、住所の異動が記載された書面を添付してください。(マイナンバーカードでの取得も可)

- ③ 遺言、遺産分割協議等により相続人となった方が申請をされる場合は、次のいずれかの書面を添付してください。
- ・ 遺言書
 - ・ 遺産分割協議書
 - ・ 相続放棄を証する書面
 - ・ その他
- ④ 上記の「相続放棄を証する書面」を添付する場合は、申請者が原本証明をしてください。

例) 本書は原本に相違ありません。 令和〇年〇月〇日 氏名 

ウ 代理人が申請する場合

- ① 代理人(弁護士、法定代理人等)が土地所有者に代わって申請をされるときは、代理人が申請者欄に記名・押印(実印)をし、代理人の印鑑証明書を添付してください。
- ② 代理人が申請をされるときは、土地所有者から代理人への委任状(印鑑証明書添付)その他代理権限を証する書面を添付又は提示してください。

エ 現住所・現名字が登記簿の記載と異なる場合

住民票の写し等、登記簿と現住所・現名字の異動・変更が記載された書面を添付してください。(マイナンバーカードでの取得も可)

(5) 境界標の支給

復元点又は新点に境界標が必要な場合には、上下水道局の境界標(コンクリート杭、金属プレート及び金属錨)を支給します。

(6) 境界確認書の取交し

ア 境界確認書及び添付図を袋とじせずにホチキス留めしたものを2部作成してください。
(共有者がいる場合は、1名ずつ2部作成又は、氏名欄に連名で記名・押印)。

イ 境界確認書の氏名欄は、署名でも記名でも構いません。

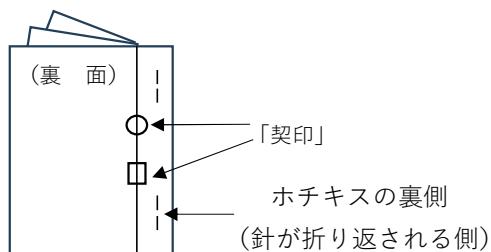
ウ 印鑑につきましては、氏名欄及び契印(複数ページの見開き部分)に押印してください。
(袋とじなしの境界確認書)

エ 日付は未記入にしてください(上下水道局で公印の押印時に記入します)。

オ 袋とじにする場合は、川崎市の規定により、裏面に契印を押印してください。

※袋とじの際に、ホチキスの裏側(針が折り返される側)が裏面になるようにしてください。

袋とじの場合



2 境界確認書原本証明申請書

(1) 境界確認書原本証明申請書の内容

- ① 局と地権者で境界確認書の取り交わしをしているか、必ず事前にお電話等でお問い合わせください。
- ② 以前に境界確認書の取交わしをしている場合に限り、上下水道事業管理者がその写しに「本書に相違ない旨」を記載したものを交付します。

例) 令和〇年〇月〇日 本書の写しに相違ありません。

川崎市 上下水道事業管理者 公印

- ③ 申込書に以下の必要な書面を添付して申請してください。(申請書書式にも記載あり)
 - 申請書の押印に係る印鑑証明書
 - 申請者が法人であるときは当該法人の履歴事項証明書
(3ヶ月以内に法務局から取得したもの)
 - 案内図(該当箇所を朱線で明示)
 - 3ヶ月以内に法務局から取得した公図(該当箇所を朱線で明示)
 - 申請地の登記事項証明書(3ヶ月以内に法務局から取得したもの)
 - その他
- ④ 境界確認原本証明申請に伴う書類につきましては、確認後に返却いたします。

(2) 申請書の作成

ア 申請者

- ① 土地所有者は、申請者欄に氏名等を記載してください。
- ② 申請者は、実印で押印してください(印鑑証明書添付)。

イ 実務取扱者

- ① 測量・境界確認の実務を行う土地家屋調査士等を記載してください。
- ② 申請者から実務取扱者への委任状は不要です。
- ③ 申請者本人が書類作成し提出する場合は、実務取扱者の記載は不要となります。

ウ 履歴事項証明書

法人が申請をされる場合、法務局から3ヶ月以内に取得した履歴事項証明書を添付してください。

エ 公図

- ① 法務局から3ヶ月以内に取得した公図を添付してください。
(登記情報提供サービスで取得したものでも可)
- ② 字界等が近接している場合は、その隣接する公図も添付してください。
- ③ 境界の確認箇所を朱線で明示してください。

オ 登記事項証明書

申請地については、法務局から3ヶ月以内に取得した登記事項証明書を添付してください。

(3) 申請者複数その他の場合の添付書面等

ア 申請者が複数人の場合

境界確認書原本証明の申請は、代表者のみで申請を行うことができます。

イ 相続登記が未登記の場合

① 相続登記が未登記の場合、申請者が法定相続人であることを明らかにするため、戸籍謄本、法務局の交付する法定相続情報一覧図等を添付又は提示してください。なお、被相続人の戸籍に記載された住所が登記簿と異なる場合は、3ヶ月以内に取得した除籍謄本、住民票除票等、住所の異動が記載された書面を添付してください。

(マイナンバーカードでの取得も可)

② 遺言、遺産分割協議等により相続人となった方が申請をされる場合は、次のいずれかの書面を添付してください。

- ・ 遺言書
- ・ 遺産分割協議書
- ・ 相続放棄を証する書面
- ・ その他

③ 上記の「相続放棄を証する書面」を添付する場合は、申請者が原本証明をしてください。

例) 本書は原本に相違ありません。 令和〇年〇月〇日 氏名 (印)

ウ 代理人が申請する場合

① 代理人(弁護士、法定代理人等)が土地所有者に代わって申請をされるときは、代理人が申請者欄に記名・押印(実印)をし、代理人の印鑑証明書を添付してください。

② 代理人が申請をされるときは、土地所有者から代理人への委任状(印鑑証明書添付)その他代理権限を証する書面を添付又は提示してください。

エ 現住所・現名字が登記簿の記載と異なる場合

住民票の写し等、登記簿と現住所・現名字の異動・変更が記載された書面を添付してください。(マイナンバーカードでの取得も可)

3 申請書等の提出について

(1) 窓口への持込み

- ① 来庁する際は、必ず事前に電話連絡をしてください。
- ② 受付窓口：川崎市役所南庁舎10階 上下水道局 管財課 用地係
- ③ 受付時間：月～金(土日祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く)8:30～12:00、13:00～17:00
- ④ 駐車場：本庁舎駐車場をご利用ください(駐車券提示で1時間無料となります)。

<案内図>



(2) 郵送

- ① 申請書一式を郵送する場合は、事前に電話連絡をしてください。
- ② 書留郵便、レターパックプラス等対面にて受取りのできる方法で、下記の担当係宛てに郵送してください。(返信用レターパックプラス等同封で原本証明書を郵送いたします)
※ 普通郵便、レターパックライト等でのご送付は、ご遠慮願います。
- ③ 封筒の表に、「境界確認申請書在中」又は「境界確認書原本証明申請書在中」と朱書きしてください。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市上下水道局 総務部 管財課 用地係

Tel : 044-200-3646

E-Mail : 80kanzai@city.kawasaki.jp